

第 15 回

那賀 5 町 合併 協議 会

会 議 資 料

合併協議の5か条

1. 他町の行政内容を批判しないようにしましょう。
2. お互いの立場を充分尊重しましょう。
3. コミュニケーションを大切にしましょう。
4. 先人に感謝し、5町の歴史文化に敬意を払いましょう。
5. 将来を見据え、勇気をもって合併問題に取り組みましょう。

日 時 : 平成17年10月13日(木) 午後1時30分から
場 所 : 粉河ふるさとセンター 1階 小ホール

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会 長 挨 拶

3 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

4 . 議 事

(1) 報 告 事 項

報告第40号 各調整項目の報告について

報告第41号 紀の川市選挙期日の内定について

報告第42号 平成17年度那賀5町合併協議会決算手続きについて

報告第43号 特別職の報酬等について

(2) 協 議 事 項

議案第23号 平成17年度那賀5町合併協議会補正予算(第2号)について

5 . そ の 他

6 . 閉 会

報告第40号

各調整項目の報告について

各調整項目の報告について、別紙のとおり報告する。

平成17年10月13日報告

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

協定項目	消防団の取扱い	関係項目	消防団の取扱い	調整課
調整方針	<p>(1) 消防団については、現行のとおり新市に引き継ぎ、複数の消防団の一体的な運用を図るため連合消防団を組織する。</p> <p>(2) 消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。但し、打田町と貴志川町の役場機動隊は廃止するものとする。</p> <p>(3) 消防団の行事及び施策については、新市において調整する。</p> <p>(4) 消防団員の報酬及び費用弁償等については、合併時までに調整する。</p> <p>(5) 消防団の施設、装備及び資機材については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(6) 消防団退職報償金については、現行のとおりとする。</p>			

区分	各町の状況					調整の具体的内容	現在の調整状況																				
	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町																						
団長	90,000円	90,000円	83,000円	86,000円	96,000円	消防団員の報酬及び費用弁償等については、合併時までに調整する。	【新市連合消防団の名称】 紀の川市連合消防団 【消防団の名称】 紀の川市打田消防団 紀の川市粉河消防団 紀の川市那賀消防団 紀の川市桃山消防団 紀の川市貴志川消防団 【消防団員報酬】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団長</td><td>88,000円</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>65,000円</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>56,000円</td></tr> <tr><td>〃（本部長）</td><td>54,000円</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>43,000円</td></tr> <tr><td>〃（本部員）</td><td>35,000円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>34,000円</td></tr> <tr><td>班長</td><td>22,000円</td></tr> <tr><td>団員</td><td>20,000円</td></tr> </tbody> </table> 【費用弁償】 出勤時の費用弁償については、貴志川町の例により年額4,000円とする。	区分	年報酬額	団長	88,000円	副団長	65,000円	分団長	56,000円	〃（本部長）	54,000円	副分団長	43,000円	〃（本部員）	35,000円	部長	34,000円	班長	22,000円	団員	20,000円
区分	年報酬額																										
団長	88,000円																										
副団長	65,000円																										
分団長	56,000円																										
〃（本部長）	54,000円																										
副分団長	43,000円																										
〃（本部員）	35,000円																										
部長	34,000円																										
班長	22,000円																										
団員	20,000円																										
副団長	70,000円	70,000円	62,000円	64,000円	65,000円																						
本部長	-	-	50,000円	-	-																						
旗手	-	-	28,000円	-	-																						
本部員	-	-	28,000円	-	-																						
分団長	-	63,000円	52,000円	54,000円	60,000円																						
副分団長	-	50,000円	40,000円	-	42,000円																						
部長	35,000円	28,000円	27,000円	46,000円	38,000円																						
班長	25,000円	22,000円	21,000円	21,000円	26,000円																						
団員	20,000円	18,000円	20,000円	20,000円	23,000円																						
災害出動	1,000円/回	1,100円/回	1,000円/回	1,000円/回	4,000円/年																						
警戒	1,000円/回	1,100円/回	1,000円/回	1,000円/回																							
訓練	1,000円/回	1,100円/回	1,000円/回	1,000円/回																							
運営費補助金 交付金等	出初め式 1,000円/回 年末警戒 1,000円/回	年末警戒 15,000円/部 防火予防査察 3,000円/部 自動車整備 30,000円/部 分団会議 50,000円/分団 部会議 15,000円/部	年末警戒 120,000円	出初め式 245,000円	出初め式 264,000円 年末警戒 380,000円 機動隊育成 300,000円 分団育成 1,200,000円																						

協定項目	行政区の取扱い	関係項目	行政区の取扱い	調整課
調整方針	<p>(1) 行政区(自治組織)については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 行政区(自治組織)の名称で同一のもの、あるいは区域の再編が望ましいものについては、地域の実情や地域住民の意向を尊重しながら関係町において合併時まで調整に努めるものとする。</p> <p>(3) 認可地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(4) 新市における区長等の名称、依頼する業務の内容及び委託料等については合併時まで調整し、組織及び役員等については新市において随時調整するものとする。</p>			

那 賀 5 町 の 状 況											調整の具体的内容	現在の調整状況
区 分	打田町		粉河町		那賀町		桃山町		貴志川町			
行政区(自治組織)の状況	行政区数	54	行政区数	67	行政区数	28	行政区数	30	行政区数	23	<p>新市における区長等の名称、依頼する業務の内容及び委託料等については合併時まで調整し、組織及び役員等については新市において随時調整するものとする。</p> <p>【新市における区長等の名称】 名称は区長に統一する。</p> <p>【新市における自治組織連絡会の名称】 紀の川市自治連絡協議会 (各町2名、計10名で構成)</p> <p>【支部組織】 紀の川市自治連絡協議会の支部組織として旧5町に次の5区長会を置く。 打田区長会 粉河区長会 那賀区長会 桃山区長会 貴志川区長会</p>	
	最大戸数	390戸	最大戸数	377戸	最大戸数	211戸	最大戸数	312戸	最大戸数	841戸		
	最小戸数	6戸	最小戸数	9戸	最小戸数	15戸	最小戸数	13戸	最小戸数	31戸		
平均戸数	96戸	平均戸数	79戸	平均戸数	110戸	平均戸数	94戸	平均戸数	294戸			
行政区内組織	名称	班	名称	班	名称	町内会	名称	垣内・班	名称	町内会		
	数	430	数	650	数	70	数	186	数	167		
代表者の名称	区長		総代		区長		区長		区長			
区長等の位置付け(身分)	自主的団体の長		左記に同じ		左記に同じ		左記に同じ		左記に同じ			
任期	それぞれの行政区(自治組織)において異なる。		左記に同じ		左記に同じ		左記に同じ		左記に同じ			
人選方法等	それぞれの行政区(自治組織)において選出される。		左記に同じ		左記に同じ		左記に同じ		左記に同じ			
行政区連絡会の名称	打田町区長会		粉河町総代連絡協議会		那賀町区長連絡協議会		桃山町区長会		貴志川町区長会			
会議の開催状況	年2回		年2回		年2回		年2回		年2回			
行政区連絡会の役員体制	区長会長2名		会長1名 副会長4名 監事2名		区長協議会長1名 同副会長1名 幹事3名		会長1名 副会長2名 会計1名		会長1名 副会長3名 (うち会長代理1名 会計1名)			
	(旧池田村地区及び旧田中村地区から各1名の計2名を区長の中から互選する。名称は共に区長会長)		(川原・長田・粉河・竜門・鞆淵地区の中から各1名の計5名を選出し、互選により会長1名、副会長4名を選出する。監事2名は会長が指名)		(上名手・名手・那賀・王子・麻生津の各地区から各1名の計5名を区長の中から互選し、会長1名、副会長1名、幹事3名を選出する。選出方法は毎年持ち回り)		(旧安楽川町、旧調月村及び旧奥安楽川村(旧細野村を含む)の各地区区長会長の各1名の中から互選により会長1名、副会長2名を選出する。会計は、会長が指名)		(中貴志・西貴志・東貴志・丸栖の各地区から各1名の計4名を互選し、会長1名副会長3名を互選する。)			

那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容	現在の調整状況
区 分	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
行政が依頼している主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌その他周知文書の配布に関する事 ・ 町の依頼する調査及び報告に関する事 ・ その他町長が必要と認めたもの 	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	【依頼する業務の内容】 市の依頼する調査及び報告 特に必要な周知文書の配布 その他市長が必要と認めたもの 【行政事務委託料】 別表のとおりとする。 【自治区運営補助金】 1戸当たり800円を補助する。	
行政事務委託料等	行政区	均等割 戸数割 51,000円 1,353円	均等割 戸数割 32,000円 1,951円	均等割 戸数割 100,000円 円	均等割 戸数割 72,000円 2,500円		均等割 戸数割 150,000円 700円
	行政区内組織			均等割 戸数割 円 450円	均等割 戸数割 円 円		均等割 戸数割 10,000円 220円
行政区への助成金・補助金	均等割 戸数割 3,600円 95円				均等割 戸数割 円 800円		

【別表】 区長委託料及び自治区補助金

区長委託料	世帯戸数区分	区長委託料	現在、左記区分に該当する自治区数(参考)	世帯戸数区分	区長委託料	現在、左記区分に該当する自治区数(参考)
		1区長あたり(円)			1区長あたり(円)	
	10未満	30,000	2	160 - 179	160,000	6
	10 - 19	40,000	16	180 - 199	170,000	5
	20 - 29	50,000	20	200 - 249	200,000	10
	30 - 39	60,000	12	250 - 299	230,000	5
	40 - 49	70,000	13	300 - 349	260,000	4
	50 - 59	80,000	14	350 - 399	290,000	3
	60 - 69	90,000	6	400 - 499	340,000	2
	70 - 79	100,000	13	500 - 599	390,000	2
	80 - 89	110,000	11	600 - 699	440,000	2
	90 - 99	120,000	13	700 - 799	490,000	0
	100 - 119	130,000	20	800 - 899	540,000	1
	120 - 139	140,000	12	900以上	590,000	0
	140 - 159	150,000	10	合計		202
自治区運営補助金	1世帯当たり800円					

協定項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	広報広聴関係事業の取扱い	調整課
調整方針(案)	広報広聴関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 広報誌については、合併時に統一し情報の提供に努める。 (2) ホームページについては、新市において新たに開設し、広報広聴の充実を図る。 (3) 行政相談については、再編を行い合併時までに調整する。			

那 賀 5 町 の 状 況							調整の具体的内容	現在の調整状況
項目	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町			
広報誌の発行	名称	広報「うちた」	広報「こかわ」	広報「那賀」	広報「ももやま」	広報「きし川」	合併時に統一し情報の提供に努める。	【新市広報誌の名称】 広報「紀の川」 【発行回数】 毎月1回 【発行日】 毎月1日
	回数	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月		
	発行日	毎月第1金曜日	毎月1日	毎月1日	毎月月末	毎月1日		
	印刷部数	4,900部	5,500部	3,050部	3,000部	7,200部		
	ページ数	総頁16ページ (内カラー2ページ)	総頁14ページ (内カラー2ページ)	総頁22ページ	総頁24ページ (内カラー2ページ)	総頁24ページ (内カラー2ページ)		
行政相談	名称	合同相談 (心配ごと、行政)	行政相談	行政相談 (人権相談と合同)	合同相談 (行政、心配ごと)	定例行政相談 暮らしのための法律行政合同相談	再編を行い合併時までに調整する。	相談業務は、市民部市民課で行い、現行の相談業務を基本として新市においても引き続き実施する。
	実施回数	毎月1回	毎月1回	2ヶ月に1回	毎月1回 (5月、10月は2回)	は年5回 は年1回		
	周知方法	町の広報誌へ掲載	町広報誌、有線放送	防災行政無線により周知	町の広報誌へ掲載	広報誌掲載、PRチラシを各戸に配布、屋外放送でPR		

協定項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育関係の取扱い	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 健康診断については、学校保健法に基づき、合併時に統一する。</p> <p>(2) 学校の学期制については、合併時は三学期制、二学期制の両学期併存とするが、新市においてできるだけ早い時期に統一できるよう調整を図るものとする。</p> <p>(3) スクールバス運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(4) 学校給食事業は現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保護者負担については、新市において調整を行うものとする。なお、未実施校については新市において検討する。</p> <p>(5) 体育文化活動派遣補助事業については、合併時に統一する。</p> <p>(6) 私立幼稚園補助事業については、合併の日の属する年度は旧町の例によるものとし、翌年度以降については、新市において速やかに補助要綱を策定する。</p> <p>(7) 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(8) 粉河町育英事業については、合併時まで廃止する。</p> <p>(9) ヘルメット支給事業については、新中学1年生及び自転車通学を必要とする小学生に無償支給する。</p> <p>(10) 新入学・卒業児童生徒記念品贈呈事業については、合併時に統一する。</p> <p>(11) 教育相談事業、適応指導教室及びスクールサポーターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(12) 要保護・準要保護児童生徒の就学支援及び特殊教育就学奨励費については、国の制度に準じて実施する。</p>			

那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容	現在の調整状況
区分	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
児童生徒健康 診断対象者	内科・眼科・ 歯科・耳鼻咽 喉科検診	小・中学校全員	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	<p>学校保健法に基づき、合併時に統一する。</p> <p>【内科・眼科・歯科・耳鼻咽喉科検診】 対象者 小・中学校全員</p> <p>【検尿】 対象者 小・中学校全員</p> <p>【心臓検診】 対象者 小・中学校1年生・転入生徒児童及び要検査対象生徒児童</p> <p>【検便】 対象者 小・中学校全員</p> <p>【ぎょう虫検査】 対象者 小・中学校全員</p> <p>【血液検査】 対象者 新市において検討</p> <p>【知能検査】 対象者 小学校2・4・6年生 中学校1年生</p>
	検尿	小・中学校全員	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
	心臓検診	小・中学校1年生・転入生徒児童及び要検査対象生徒児童	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
	検便	小・中学校全員	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	未実施	
	ぎょう虫検査	小学生全員	小・中学校全員	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
	血液検査	未実施	小学校4年生及び中学校1年生	未実施	中学生全員	未実施	
	知能検査	・ 池田小学校 2・4・6年生 ・ 田中小学校 1・3年生 ・ 中学校1年生	・ 長田小学校 2・4年生 ・ 粉河、川原、竜門小学校 1・4年生 ・ 鞆淵小学校 2・4・6年生	・ 名手小学校 2・4・6年生 ・ 上名手小学校 2～6年生 ・ 麻生津小学校 2～6年生 ・ 中学校1年生	・ 小学校4年生 ・ 中学校2年生	・ 小学校 2・4・6年生 ・ 中学校1年生	

那 賀 5 町 の 状 況							調整の具体的内容	現在の調整状況
区分	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町			
就学前健康診断対象者	内科・眼科・ 歯科・耳鼻咽喉科・知能検査	各小学校の入学予定者	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	学校保健法に基づき、合併時に統一する。 【内科・眼科・歯科・耳鼻咽喉科・知能検査】 対象者 各小学校の入学予定者	調整の具体的内容のとおり
体育文化活動派遣補助事業	事業内容	中学生の体育大会に係る経費を補助及び小学生の社会見学・合同陸上記録会・音楽会に要する輸送費を助成する。	校外活動・対外試合等に対する自動車・バス借上に要する費用及び対外試合等に要する費用のうち旅費相当額を補助する。	観光バスを使用した場合は、車借上料から支払い。また、児童生徒の対外試合等に関する旅費は、生徒派遣費用弁償で支払い。	対外試合等に対する自動車・バス借上に要する費用及び対外試合等に要する費用のうち旅費相当額を補助する。	小・中学校体育連盟の主催する大会の選手派遣費及び小・中学校の音楽大会の部員の派遣費を補助する。	合併時に統一する。	大会参加の交通手段は、市所有のマイクロバス、又はバスの借上げによる。 ただし、県大会以上の参加については、市の旅費規程に準じ補助する。 なお、宿泊を伴う場合は、1泊につき9,000円を限度とする。
	補助金額	旅費相当額	自動車・バス借上料 旅費相当額	自動車・バス借上料 費用弁償	自動車・バス借上料 旅費相当額	旅費相当額		
新入学・卒業児童生徒記念品贈呈事業	入学記念品代	小学校 1,000円 中学校 ヘルメット支給	小学校 1,000～2,500円 中学校 ヘルメット支給	小学校 600円 中学校 ヘルメット支給	小学校 1,500円 中学校 ヘルメット支給	小学校 2,300円 中学校 なし	合併時に統一する。 【入学記念品代】 小学校 1,000円程度 中学校ヘルメット支給 【卒業記念品代】 小学校 2,000円程度 中学校 2,500円程度	調整の具体的内容のとおり
	卒業記念品代	小学校 2,000円 中学校 2,500円	小学校 1,000～2,500円 中学校 1,000～2,500円	小学校 1,600円 中学校 1,800円 就職生徒壮行記念品 5,000円	小学校 1,500円 中学校 2,000円	小学校及び中学校アルバム1冊 (6,000円相当)		

報告第41号

紀の川市選挙期日の内定について

紀の川市選挙期日の内定について、下記のとおり報告する。

平成17年10月13日報告

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

紀の川市の設置による

- ・議会の議員の一般選挙
- ・長の選挙

平成17年12月11日(日)

平成17年12月11日(日)

報告第42号

平成17年度那賀5町合併協議会決算手続きについて

平成17年度那賀5町合併協議会決算手続きについて、別紙のとおり報告する。

平成17年10月13日報告

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

平成17年度那賀5町合併協議会決算手続きについて

那賀5町合併協議会が平成17年11月6日をもって解散することに伴い、合併協議会の収支については、那賀5町合併協議会規約第18条の規定に基づき、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

このため、下記により会計処理を行うものとする。

記

(1) 決算手続きについて

決算及び監査の報告については、速やかに決算及び監査報告書を作成し、文書をもって合併協議会委員に報告する。

(2) 剰余金の取扱いについて

決算に伴う剰余金については、すべて紀の川市に引き継ぐものとする。

報告第43号

特別職の報酬等について

特別職の報酬等について、別紙のとおり報告する。

平成17年10月13日報告

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

市長等の給料額

職 名	調 整 額	備 考
市 長	月 額 830,000円	
助 役	月 額 700,000円	
収 入 役	月 額 630,000円	
教 育 長	月 額 630,000円	
市長職務執行者	月 額 830,000円	

議会議員の報酬額

職 名	調 整 額	備 考
議 長	月 額 460,000円	
副 議 長	月 額 410,000円	
議 員	月 額 370,000円	

行政委員会委員の報酬額

職 名・区 分	調 整 額	備 考
教育委員会	委 員 長 月 額 64,000円	
	委 員 月 額 50,000円	
選挙管理委員会	委 員 長 月 額 31,000円	
	委 員 月 額 23,000円	
農業委員会	会 長 月 額 46,000円	
	副 会 長 月 額 35,000円	
	委 員 月 額 30,000円	
固定資産評価審査 委員会	委 員 長 日 額 7,000円	
	委 員 日 額 7,000円	
監査委員	議会選出 月 額 39,000円	
	知識経験者 月 額 105,000円	
公平委員会	委 員 長 日 額 7,000円	
	委 員 日 額 7,000円	

その他の非常勤の特別職の報酬額

職 名	調整額		備考
	日 額	円	
期日前投票所の投票管理者	日 額	11,000円	
期日前投票所の投票立会人	日 額	10,000円	
選挙管理委員選挙加給	選挙1回につき	9,000円	
選挙長	選挙1回につき	10,000円	
投票所の投票管理者	選挙1回につき	12,000円	
開票管理者	選挙1回につき	10,000円	
投票所の投票立会人	選挙1回につき	11,000円	
開票立会人	選挙1回につき	8,500円	
選挙立会人	選挙1回につき	8,500円	
特別職報酬等審議会委員	日 額	7,000円	
消防委員会委員	日 額	7,000円	
防災会議委員	日 額	7,000円	
消防賞じゅつ金等審査会委員	日 額	7,000円	
交通指導員	年 額	50,000円	
個人情報保護審査会委員	日 額	7,000円	
情報公開審査会委員	日 額	7,000円	
長期総合計画策定審議会委員	日 額	7,000円	
都市計画審議会委員	日 額	7,000円	
開発計画審議会委員	日 額	7,000円	
環境保全対策審議会委員	日 額	7,000円	
国民健康保険運営協議会委員	日 額	7,000円	
介護保険運営委員会委員	日 額	7,000円	
老人ホーム入所判定委員会委員	日 額	7,000円	
公民館運営審議会委員	年 額	14,000円	
文化財保護委員会委員	年 額	14,000円	
体育指導委員	年 額	28,000円	
社会教育委員	年 額	14,000円	

追加報告第 4 4 号

紀の川市長職務執行者の選任について

紀の川市長職務執行者の選任について、下記のとおり報告する。

記

紀の川市長職務執行者 根 来 公 士

平成 1 7 年 1 0 月 1 3 日報告

那賀 5 町合併協議会
会 長 服 部 一

議案第 23 号

平成 17 年度那賀 5 町合併協議会補正予算（第 2 号）について

平成 17 年度那賀 5 町合併協議会補正予算（第 2 号）について、別紙のとおり提出する。

平成 17 年 10 月 13 日提出

那賀 5 町合併協議会
会長 服部 一

那賀 5 町合併協議会決定
平成 17 年 月 日

平成 1 7 年度那賀 5 町合併協議会会計補正予算（第 2 号）

平成 1 7 年度那賀 5 町合併協議会の会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 , 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 8 , 3 1 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 1 7 年 1 0 月 1 3 日提出

那賀 5 町合併協議会

会 長 服 部 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

【歳 入】

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 負担金		136,000	11,500	147,500
	1. 負担金	136,000	11,500	147,500
歳 入 合 計		136,815	11,500	148,315

【歳 出】

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 運営費		75,065	11,500	86,565
	2. 事務費	73,562	11,500	85,062
歳 出 合 計		136,815	11,500	148,315

予算に関する説明書

【歳入】

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 負担金			136,000	11,500	147,500			
	1. 負担金		136,000	11,500	147,500			
		1. 負担金		136,000	11,500	147,500	1. 負担金	11,500
合 計			136,815	11,500	148,315			

【歳出】

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 運営費			75,065	11,500	86,565			
	2. 事務費		73,562	11,500	85,062			
		1. 事務費		73,562	11,500	85,062	19. 負担金補助 及び交付金	11,500
合 計			136,815	11,500	148,315			